

令和4年7月11日(月)～7月20日(水)

# 夏の交通安全運動

～子供と高齢者の交通事故防止～

毎月1日は「秋田県交通安全の日」です



～急がずに マナーとゆとりで 交通安全～

横断歩行者の交通事故防止  
～秋田の道路は 歩行者ファースト！～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県 秋田県警察

# 飲酒運転等の危険運転の防止

～ 8月 は「飲酒運転追放県民運動」強調期間です～

- 飲酒運転は、**極めて悪質・重大な犯罪**です。

## 飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆ ドライバー ◆ 車両の提供者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
◆ 酒類の提供者 ◆ 同乗者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



- 地域・職場・家庭で**飲酒運転を絶対にさせない**環境をつくりましょう。

## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- **全席でのシートベルト着用は、法律で定められた義務**です。  
運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。
- チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを正しく使用しましょう。

## 自転車の安全で適正な利用の促進

～ 毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です～

- 「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。

自転車は車のなかまです

### 「自転車安全利用五則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



- 定期的に点検・整備を行いましょ。
- 自転車による事故に備えるため、**自転車損害賠償責任保険等**に加入しましょ。  
(秋田県では令和4年4月1日から保険等の加入が義務となりました。)

お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班  
☎018-860-1523 この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2.2円です。

リサイクル適性A  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。